

令和4年度 田無すくすく保育園事業計画

・施設の詳細

開所時間	7:00～20:00
受け入れ年齢	産休明けから
延長保育	18:00～20:00 利用料金：30分150円

1. 運営方針

運営に当たっては姉妹園の谷戸のびのび保育園と協力し合い、子どもにとっても保護者にとっても安心できるより良い保育を目指す。

- (1) 子どもたちが1日の大半を過ごす生活の場として、安全の確保、健康の保持及び衛生の保持などについて細心の注意を払う
- (2) 子どもたちの最善の利益を考慮し、保育の質を高める
- (3) 地域の関係機関との連携・協力を努める
- (4) 保育内容や運営状況、財務状況を必要に応じて開示し、保護者の理解を得る
- (5) 育児相談等を受け付け、保護者に対する支援、及び、地域の子育て家庭への支援を行う
- (6) 室内環境改善、人材の育成に力を入れていく

2. 保育理念

「風と光と笑顔あふれる保育園」をモットーに子どもにもおとなにも信頼されるいごちのよい保育園をめざす

3. 保育目標

「こころもからだもげんきな子ども」

- ・いっぱい遊び いっぱい食べ いっぱい寝て にこにこ笑顔で過ごそう
- ・じぶんもまわりの人や物も大切にしよう

4. 保育方針

心身ともに健やかでたくましく成長でき、子ども・保護者との信頼関係を大切にし一人ひとりが安心して自分を出して生活できるような保育

【クラスの保育目標】

0歳児	ひとり一人の生活リズムを整え、基本的な習慣を養う
1歳児	安心できる保育者に見守られ、自分でしようとする気持ちを持つ
2歳児	保育士や友達と一緒に身の回りのことに興味を持ち活動する
3歳児	適切な援助を受けながら生活に必要な事を自分でしようとする
4歳児	意欲的に活動し新しい知識や能力を獲得する
5歳児	生活や遊びの中で達成感や充実感が味わえるように生活する

【年間行事計画】

※別紙 年間行事予定表 参照

5. 令和4年度の重点項目

(1) 保護者との関係性づくり

- ・保護者からの意見・要望などについては実現に努めるとともに、実現の可否にかかわらず、その対応について説明を行う
- ・行事ごとに保護者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を保護者に報告する
- ・家庭状況、家庭環境を十分に理解し、日ごろから子どもの様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりして保護者の思いを受け止め、信頼関係を築く
- ・懇談会、個人面談等の機会を活かし、園の方針や保育への思いを十分伝え、理解して頂く
- ・保護者が相談等をしやすいよう、日々のコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く
- ・子どもの思い、保育士の思いをしっかりと伝え、現状を理解してもらう
- ・平日休暇の際のリフレッシュを目的とした保育も受け付けて保護者支援を行う
- ・子育てなどで悩む保護者には相談に乗り、ケースに応じ必要な機関への紹介を行う

(2) 給食に対する取り組み

- ・旬の食材を出来るだけ多く使用し変化に富んだメニューの提供を心がける
- ・行事食や料理を積極的に取り入れ、栄養士から子どもたちに紹介を行い、豊かな食への興味を育む
- ・3月の献立には5歳児のリクエストに応えたものにするなど、園の保育目標に根ざした、子どもたち一人ひとりを大切にする姿勢を給食の中にも反映する
- ・離乳食について保護者と緊密な連携のもと、スムーズな提供に努める（発達のためやす表を活用しながらすすめていく）
- ・徹底したアレルギー除去食への対応
- ・給食衛生管理マニュアルに基づいた対応
- ・野菜を育てたり、また収穫体験を通して食への関心を高める
- ・材料は原則として国産のものを使用するように努める（やむを得ないものは除く）
- ・年間食育計画に基づいた各年齢に適した食育、調理保育への取り組みを実施

(3) 保育活動

- ・ひとり一人の子どもを大切に、「自分は愛されている・大切にされている」という自己肯定感を育む
- ・子どもの感性を引き出して豊かに育み、豊かな感性を育てるよう子どもの感じ方や考えを丁寧に受容する
- ・子どもが自由に、また主体的に遊べるよう、育ちにふさわしい環境、玩具の設定を工夫する
- ・戸外遊び、リトミック、巧技台、散歩等、目的に合った活動を計画し、心も体も健康に育む
- ・生活の場として安心して過ごせるよう家庭的な雰囲気づくりにつとめる
- ・延長保育、土曜保育は、特に落ち着いて過ごせるように配慮する
- ・限られたスペースの中で、子どもたちが自分の空間を見つけ、落ち着いて過ごせる場所づくりをする

(4) 職員の協力体制・資質向上

- ・保育園全体をひとつの家庭と捉え、担任以外の全ての子どもにも目を向け、ひとり一人の子どもたちの状況などについて共通理解できるようにする
- ・それぞれの役割を自覚し責任を果たすと共に、他の職員の立場や状況を十分に理解し、お互いに協力し助け合う
- ・クラス内で積極的にコミュニケーションをとり、子どもにとってより良い関わりを一緒に見出していく
- ・子どもたちひとり一人をしっかりと理解するよう努め、会議などの場において全員で考える
- ・職員の個人育成計画に基づき、適した研修を受けられるよう計画したり、丁寧に指導を行っていく

6. 職員構成

職種	正規職員	パート・契約職員
園長	1名	
主任保育士	1名	
保育士	14名	
常勤的非常勤		1名
短時間保育士		8名
保育士補助		3名
看護師	1名	
管理栄養士	1名	
調理師	1名	
調理補助		5名
事務		1名
計	19名	18名

7. その他事業

地域の社会資源として、利用者にとっても住民にとっても、地域との関わりを持ちながら暮らすことを支援する「地域の中の施設」でなければならない。

その為には、施設の持つ特性を地域社会へ発揮していくとともに、地域の持つ特性を施設へ活用していく。

(1) 地域交流・地域子育て支援

- ①保育所体験
- ②園庭開放
- ③世代間交流（各行事への招待）
- ④地域文庫への訪問

(2) 小学校との連携

- ①児童要録にて情報共有を図る
- ②近隣小学校への訪問

(3) ボランティア・実習生・就業体験の受け入れ

望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

- ①保育士養成機関実習生受け入れ
- ②西東京市社会福祉協議会からボランティアの受け入れ
- ③西東京市内の中学生の就業体験の受け入れ

(4) 要支援児計画

発達気になる園児に対し、全職員が共通理解を持ち、園全体で発達を見守る姿勢を持つ。

また定期的に関係機関と連絡を取り相談・情報共有を図り成長を見守る。

発達が気になる園児の園での様子を積極的に家庭へ知らせ、相談に乗り必要な機関とのつながりを作る。

必要に応じて加配の対象とし、子どもにとって成長に繋がるきめ細かい保育を実践していく

8. 健康管理

- | | | |
|----------|-----|--------|
| (1) 健康診断 | 年2回 | 0歳児は毎月 |
| (2) 歯科検診 | 年2回 | |
| (3) 眼科検診 | 年1回 | |
| (4) 乳児健診 | 毎月 | |

9. 保健衛生管理

保育園は子ども達が一日の多くの時間を過ごす場所であることから、保健衛生面については細心の注意をはらって、きめ細かく、子ども達の体調に留意した保育を行っていく

- (1) 定期的に嘱託医による健康診断、検診を行う（上記参照）
- (2) 在園児の予防接種の記録並びに法的伝染病の罹患記録を随時更新、また保管
- (3) 毎月身長体重を測定し、結果をけんこうの記録に記入
- (4) 乳幼児突然死症候群対策として、0歳児5分ごとの記録、1・2歳児10分、幼児30分おきに睡眠中チェックを行う
- (5) 温度湿度計・加湿、空気清浄機を各保育室に設置し、室内環境の維持やウイルスの飛散防止努める
- (7) 感染症対策として、職員の常時マスク着用、また手指や玩具、手の触れる箇所の消毒等を徹底する
- (8) 夏場は十分な水分補給、塩分の摂取、気温・暑さ指数の定期的な計測等を行い、熱中症対策に努める

10. 危機管理

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 避難訓練 | 年間計画表に沿って実施（毎月）
事業継続計画（BCP）の見直し（年1回）
防災設備の点検委託（年2回 内届け出1回） |
| (2) 不審者対応訓練 | 田無警察署指導またはセコムのもと訓練を行う（年1回）
事故防止対応マニュアルの見直し（年1回） |
| (3) 非常食・食糧の備蓄 | 全児童+全職員×3食（約3日分） |
| (4) AEDの設置 | |
| (5) 救急救命講習 | 西東京消防署指導のもと講習会を行う（年1回） |
| (6) 乳幼児用呼吸モニターの設置 | SIDSチェック（毎日） |
| (7) 光化学スモッグの対応 | 注意報発令時には学校情報をもとに外出を控え、部屋を閉め切るなどの対応を行い、保護者に周知する |

11. 職員会議

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 職員全体会議 | 毎月1回 |
| (2) 乳幼児会議 | 随時 |
| (3) リーダー保育士会議 | 毎月1回、また必要に応じて回数を増やして行う |
| (4) 給食会議 | 毎月1回 |

12. 苦情処理

苦情への適切な対応により、利用者の満足度を高め利用者が適切に利用する事が出来るように支援する。

また、苦情を密室化せず社会性や客観性を確保し、また一定のルールに沿った方法で解決を進め、円滑・円満な解決の促進や当園の信頼と適正性を図る為に苦情解決規程を設けて、第三者へも申告できるようにし、その事を十分に保護者へ周知する。

1 3. 情報公開

- ・ホームページの開設

実施されているサービス内容や経営内容などの情報について、透明性の確保に努める

- ・適宜第三者評価等を積極的に受け、公平性のある情報の公開を行う。

1 4. 研修計画

保育の専門職として質の高い保育を展開するために、保育技術や知識を高めて、保育士の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る事を目的として、積極的な参加や知識の職員間での共有を行うために各種研修を行うものである

(1) 園内研修 テーマに沿った内容を月1回行う

(2) 外部研修 各人の目的に合わせた内容を年3回程度行う

①専門性を高める研修

・保育に必要な基本的知識及び実践力の向上に繋がる研修と、多様なニーズに対応する為の研修

②自己課題を解決・達成する研修

・ひとり一人の子どもの持つ課題に対して、どのように援助を行うのか、資質向上の研修

③ライフステージに応じた研修

・年齢や経験に応じた立場や役割を認識し、職務を遂行する為に資質、指導力の向上を図る研修

⑤キャリアアップ研修

・それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を務めるものが学ぶ研修